

団体からの意見書等

(令和6年7月25日時点)

	要望書名	受理日	団体名	頁
1	2024年度愛知県地域最低賃金の金額を時給1500円とするよう求める意見書(㊟)	令和6年7月8日	名古屋ふれあいユニオン	-1-
2	「2024年愛知県の最低賃金を1,500円に改正を求める意見書」(㊟)	令和6年7月18日	愛知県教職員労働組合協議会	-3-
3	「2024年愛知県の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」(㊟)	令和6年7月18日	愛知地区教職員労働組合	-4-
4	2024年愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	愛知県社会保障推進協議会	-5-
5	最低賃金の大幅引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	生活保護基準引下げ反対愛知連絡会	-6-
6	愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求めることを求めます(㊟)	令和6年7月18日	愛知県労働組合総連合(愛労連)労働相談センター	-7-
7	愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書(㊟)	令和6年7月18日	愛労連ローカルユニオン	-8-
8	最低賃金を大幅に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	全日本年金者組合愛知県本部	-9-
9	愛知県民を物価高騰から守るため、愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げを求める意見書(㊟)	令和6年7月18日	東三河労働組合総連合	-11-
10	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	愛知県国家公務員労働組合共闘会議	-12-
11	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	愛知県国家公務員一般労働組合	-14-
12	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～(㊟)	令和6年7月22日	国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会	-16-
13	2024年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書(㊟)	令和6年7月22日	日本自治体労働組合総連合愛知県本部	-18-

14	歴史的な物価高騰を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・全国一般労働組合愛知 地方本部 名古屋地域支部	-20-
15	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	自交一般 あいち	-27-
16	現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	第 101 回栄総行動実行委員会	-34-
17	現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・名古屋中地域労働組合 センター	-41-
18	愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	生協労連 コープあいち労働 組合	-48-
19	愛知の最低賃金を 1500 円以上に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	千種名東地域労働組合総連合	-49-
20	2024 年 愛知県の最低賃金を 1500 円に引き上げることを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全日本建設交運一般労働組合 愛知県本部	-50-
21	2024 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	全労連・全国一般労働組合愛知 地方本部	-52-
22	愛知県の最低賃金を大幅に引き上げること等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	尾張中部地区労働組合総連合	-53-
23	すべての労働者のために 2024 年最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	愛知県高等学校教職員組合春 日井西分会	-54-
24	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	障害者労働組合	-55-
25	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	回転寿司ユニオン	-62-
26	現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1500 円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書㊦	令和 6 年 7 月 22 日	フリーランスユニオン	-69-

27	ケア労働者の処遇改善に欠かせない最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	愛知県医療介護福祉労働組合 連合会	-76-
28	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	全トヨタ労働組合	-78-
29	愛知県最低賃金の改定決定に係る意見書 ㊦	令和6年 7月24日	郵政産業労働者ユニオン名古 屋貯金支部	-80-
30	最低賃金額を全国一律1500円以上に引き 上げを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	愛知民主医療機関連合会労働 組合	-81-
31	愛知県最低賃金を1,500円へと改定する ことを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	郵政産業労働者ユニオン名古 屋北支部	-83-
32	2024年10月愛知県最低賃金の改定にか かる郵政労働者からの意見書㊦	令和6年 7月24日	郵政産業労働者ユニオン愛知 県協議会	-84-
33	最低賃金を1500円に引き上げを求める 意見書㊦	令和6年 7月24日	愛知地域労働組合きずな	-85-
34	「愛知県の最低賃金を1500円以上に改正 することを求める意見書」㊦	令和6年 7月24日	生協労連愛知県協議会	-86-
35	福祉・保育で働く職員の賃金の引き上げに 大きく関わる最低賃金を1500円に引き上 げを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	全国福祉保育労働組合東海地 方本部	-88-
36	最低賃金を早期に1500円に引き上げるこ とを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	革新県政の会	-89-
37	最低賃金1,500円以上を答申いただくこ とと貴審議会の県民にオープンな運営を 求める意見書㊦	令和6年 7月24日	北医療生活協同組合労働組合	-90-
38	「生活が苦しい」が過去最高(厚労省調査) 実質賃金マイナス26カ月(この23年で 33万円も減少)最低賃金を1500円に引 き上げを求める意見書㊦	令和6年 7月24日	愛知県労働組合総連合(愛労 連)	-92-
39	最低賃金1500円以上への大幅引き上げで 貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー 平等の実現を「2024年 愛知県の最低賃 金の改定に関する意見書」㊦	令和6年 7月24日	愛知県労働組合総連合女性協 議会	-94-
40	「2024年 最低賃金を1500円以上に引 き上げを求める意見書」㊦	令和6年 7月24日	愛労連パート臨時労組連絡会	-96-
41	異常な高物価をしのぐ愛知地域最低賃金 の大幅の引き上げ、時給1500円以上への 改定を中小企業支援策を先行させておこ	令和6年 7月24日	全労連・名古屋中地域労働組合 センター所属 東海圏非常勤 講師組合	-97-

	なうこと等を求める意見書㊟			
42	非正規公務員の処遇改善に欠くことができない最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書㊟	令和6年 7月24日	愛労連非正規公務員1万人組織化プロジェクト	-99-
43	ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を1500円以上に引き上げを求める意見書㊟	令和6年 7月24日	愛労連・ケア労働者対策会議	-100-
44	最低賃金を1,500円へ引き上げるとともに国に中小企業支援を求める要請書㊟	令和6年 7月25日	国鉄労働組合名古屋地方本部	-101-
45	「2024年愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げを求める意見書」㊟	令和6年 7月25日	全日本国立医療労働組合愛知地地区協議会	-102-
46	愛知県の最低賃金をただちに1500円に引き上げを求める意見書㊟	令和6年 7月25日	西三河地域労働組合総連合	-103-
47	最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書㊟	令和6年 7月25日	尾張教職員労働組合	-105-

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会御中

名古屋ふれあいユニ

運営委員長 鶴丸 周

[事務局] 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目16番1

花車ビル南館1

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

意見書

1.要旨

2024年度愛知県最低賃金の金額を時給1500円とするよう意見します。

2.理由

現在愛知県の最低賃金は時給1027円です。1日8時間、週休2日で年収は211万9728円となります(※1参照)。ちなみに年間労働日は258日と多めに設定しています。

(1)社会保険料、年金、税金、家賃、電気、ガス、水道料金

社会保険料、年金、税金(扶養0、介護保険料ありで計算。詳細は※2を参照)を支払い、さらに家賃(※3参照)、電気、ガス、水道料金(※4参照)を支払うと、手元に残る金額は109万1163円、月額9万930円となります。ちなみに家賃は4万円と、かなり低い金額をもとに計算しています。

(2)月額9万930円では人間らしい生活は送れません

食費には毎月4万円近くかかります。残りは5万円です。生活消耗品雑費、衣服費、通信費、交通費などがかかり、2万円が残れば良い方です。そして、医療費や、電気機器の買い換え、レクリエーション費用などを考えると、2万円でも足りず、実質的に赤字になります。

働く者の生活実感として、月額9万930円では人間らしい暮らしを長期間に渡って継続することは不可能です。

(3)最低賃金は時給1500円必要

人間らしい暮らしには、日々の暮らしの他にも将来のための貯蓄や投資も必要です。そのように考えた場合、最低でも月24万円必要です。24万円あれば、日々の暮らし、貯蓄や投資、つまり長期的な展望のあるそしてゆとりのある生活が出来ます。

月24万円の収入を得るためには最低賃金が時給1500円必要です。以上から最低賃金時給1500円をもとめます。



3. 附帯事項

(1) 愛知地方最低賃金審議会最低賃金専門部会でのすべての議論の公開および議事録の作成と公開をもとめます

昨年は非公開かつ議事録なしの2者協議での議論を経て金額が決定されました。しかし最低賃金額という公益性のきわめて高い事柄を審議する機関である以上、公開の場で素直な意見を表明するのが当然です。2者協議も含めたすべての議論の公開および議事録の作成と公開をもとめます。

(2) 最低賃金時給 1500 円実現のための政策の総動員をもとめます

中小零細企業の支払い能力を考えると、最低賃金時給 1500 円を達成させるためには政府による中小零細企業への支援が必須です。政府のすすめる「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」をより拡充するとともに、大企業の内部留保を原資とするさらなる中小企業への支援策をもとめます。さらに人件費や原材料費の高騰を価格転嫁出来るよう公正取引委員会がすすめる「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のさらなる周知・徹底をもとめます。

※1 年収、月収の算出方法

(1) 労働日の求め方

厚生労働省の 2022 年度就労条件総合調査によると、1 企業あたりの平均休日数は 107.0 日となっています。これより、労働日を $365 \text{ 日} - 107 = 258 \text{ 日}$ と求めました。

(2) 年収の求め方 $258 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \times 1027 \text{ 円} (2023 \text{ 年度愛知県最低賃金}) = 211 \text{ 万 } 9728 \text{ 円}$

(3) 月収の求め方 $211 \text{ 万 } 9728 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 17 \text{ 万 } 6644 \text{ 円}$

※2 社会保険料、年金、税金の算出方法

<https://www.mmea.biz/simulation/calculation/> を使用した。

厚生年金 19 万 7640 円 健康保険 10 万 7784 円 雇用保険 1 万 2828 円 所得税 3 万 700 円、住民税 6 万 7800 円、合計 41 万 6752 円。

※3 家賃

愛知県で一番人口の多い名古屋市で一番家賃の相場が低い天白区の 4 万円を基準とした。

※4 電気、ガス、水道料金

総務省の「家計調査 2020 年」によると一人暮らしの場合 3 つの合計で 13 万 1813 円(1 年間では電気料金 6 万 9498 円、ガス料金 3 万 6256 円、水道料金(上下水道) 2 万 6059 円)です。しかし、電気、ガス料金は近年大幅に値上げされています。

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 801組 織 名 愛知県教職員労働組合協議会
代 表 者 議長 岩澤 弘之

「2024年愛知県の最低賃金を1,500円に改正を求める意見書」

「通勤手当を上げてほしいね。ガソリン値段が上がったのだから」「塾の授業料も値上がりし、大好きな習字を辞めさせた」「電気代やガス代も値上がりし、家族が一部屋で過ごす時間が多くなった」「パンも米も物価が上がったのに給料がほとんど上がらない」「子どもの定期代も値上がりした」、これらは教職員の職員室での会話です。

現在の学校現場は、朝の勤務開始時刻には20人の教職員がお昼頃になると30人を超え、3時を過ぎる頃になると20人に減ります。それは市町村費で雇用される学校職員のほとんどが時間単位で労働し、人数では全教職員の1/3を超えているからです。学校職員は自治体により配置数が異なりますが、スクールサポートスタッフ、用務員、事務職補助、特別支援学級補助、図書館司書補助など、多くの職種の職員が働き学校を下支えています。しかし、彼らは最低賃金にプラス α の時給で雇われ、ダブルワークも珍しくありません。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています。直近の物価上昇率で再計算すると1600円～1700円前後となっています。時給1000円で生活しようとする、1.6倍の時間数を労働に費やさなくてはなりません。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

その際、審議は公開でおこなってください。密室では論議の状況がわかりません。切実な願いがどのようにして審議されているのか知る権利があります。審議会委員の決定には責任が伴います。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

また、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生の声を聞かずしてまものの論議は出来ません。

最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上

2024年7月8日

愛知地方最低賃金審議会 御中



住所 尾張旭市大久手町上切戸 117-1
尾張旭市立旭丘小学校気付
組織名 愛知地区教職員労働組合
代表者 委員長 嶋田 敏子

「2024年愛知県の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」

「せめて支給日には教員のようにボーナスが欲しいよね」「授業中に先生の補助に入り一所懸命やっているのに、この時給ではね」「神経をすり減らす割には時給が低いよね」「物価が上がったのに時給アップが40円ではね」「あの人が辞めて、時給の良い民間に変わったようね」、これらは教職員の職員室での会話です。

現在の学校現場は、朝とお昼頃と帰りの頃で働く人数が大幅に異なります。それは市費で雇用される学校職員のほとんどが時間単位で労働し、多くの職員は9時頃から14時頃にかけて働くからです。自治体により若干異なりますが、人数では全教職員の1/3程度です。

尾張旭市の学校職員は、用務員1,100円、配膳員1,100円、事務員1,113円、学校運営補助員1,113円など、多くの職種の職員が最低賃金プラス α で働き学校を下支えしています。しかも、勤務時間も6時間以内であり、ダブルワークも珍しくありません。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています。直近の物価上昇率で再計算すると1600円～1700円前後となっています。時給1100円で生活しようとすると、1.5倍の時間数を労働に費やさなくてはなりません。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

その際、審議は公開でおこなってください。密室では論議の状況がわかりません。切実な願いがどのようにして審議されているのか県民には知る権利があります。審議会委員の決定には、一人一人の委員の責任が伴います。

また、審議会での労働者の意見陳述を実現して下さい。労働者の生の声を聞かずしてまともな論議は出来るはずがありません。

最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以上

2024年7月15日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住所 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7
労働会館東館 301

団体名 愛知県社会保障推進協議会

代表者名 森谷 光夫

2024年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

愛知労働局「愛知県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」(別紙:愛知労働局一般公示第57号)にもとづき「意見書」を提出します。

1. 愛知県最低賃金を 1500 円以上に引き上げてください。

岸田文雄首相「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円(月150時間労働換算)を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。愛知審議会で1,500円引き上げの議論をしてください。

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています。

「1,500円」なら7割近い労働者が賃上げになります。「あいちの就業状況」(2023年平均)では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人」で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。1,500円になれば67.1%の労働者(昨年資料比較)の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。県民の暮らしを守る観点で、審議を進めてください。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3. 非正規労働者やケア労働者の当事者意見を聞き、審議に活かしてください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を実行し生の声を聴いて審議に反映してください。

とりわけ、県内の労働者数が3番目に多い「『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」を実施してください。また、昨年の「当該労働者の意見」がどういうものだったのか公表し、改善を行なってください。

以上

愛知地方最低賃金審議会殿

2024年7月15日
生活保護基準引下げ反対愛知連絡会
事務局長 樽松佐一

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

昨年11月30日名古屋高等裁判所は「憲法25条1項にいう『健康で文化的な最低限度の生活』は、…少なくとも本件改定の当時においては、人が3度の食事ができているだけでは、当面は飢餓や命の危険がなく、生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、…自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能であることが必要であったといえる」として2013年の生活保護基準引き下げを違法と断じました。全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。

これに加えて労働者には「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」最低賃金が保障されています。労働者には最低限度の生活に加えて「質的向上」に必要な費用も必要とされています。

しかしながら現行の最低賃金は居住費・税金・社会保険料を引くと生活扶助費とほとんど変わらず、さらに働くために必要な費用や「質的向上」のための社会的文化教育費用などは全く考慮されていません。

日本ではこの30年間賃金が下がり続け、先進国のなかで大きく引き離されてきました。賃金があがらないためにGDPの6割を占める個人消費が低迷する一方で大企業では利益が増え、内部留保が増大しています。隣の韓国では全国一律最低賃金を1050円として日本を大きく引き離しました。

さらに円安による物価高で実質賃金が大きなマイナスになっています。いまこそ最低賃金の大幅引き上げが必要です。



2024年7月17日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
愛知県労働組合総連合（愛労連）労働相談センター
所長 葛谷 輝起

愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求めます

物価高に苦しむ労働者・学生の賃金の引上げが必要

当センターは、労働者からの労働相談を受けています。相談の中身は、解雇・雇止めや職場のパワーハラスメント問題が多いですが、最近の物価高騰に苦しむ低賃金の不満が多くなっています。相談者の雇用形態は、非正規労働者が多く、雇用契約の更新止めが不安なため、賃金引上げの声をあげにくいのが現状です。

多くの非正規労働者の賃金は、最低賃金ぎりぎりです。なかには、「試用期間中だから」「学生だから」との理由で、最低賃金を下回る賃金しか支給しないという最低賃金法違反のケースの相談もあります。諸外国と比しても、最低賃金が低すぎるのが問題です。

また、専門部会の審議を公開して下さい。「個別協議で合意」は、公労使の委員会運営に反します。

非正規労働者やケア労働者の声を聞いてください。非正規労働者やケア労働者は、そもそも労働条件が厳しい現状があります。こうした労働者の声を聞かずして、審議していることになりません。

以上



2024年7月17日

7

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7

愛労連ローカルユニオン

執行委員長 樽松佐一

愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

愛労連ローカルユニオンは労働組合員の労働条件の維持改善、経済的社会的地位の向上を目指して日夜奮闘しています。組合員の生活の改善を図るためには、最低賃金の底上げが絶対に必要です。組合員の声は今の額ではやっていけないという意見が多数です。15000円以上への引き上げ求めます。

地域別の最低賃金が定められているのは世界的には少数です。我が国でもですが、県境にある事業所では、労働力が最低賃金の高い方に流れていってしまいます。15000円以上の最低賃金額とあわせて、全国一律の最低賃金制度はどうしても必要です。

以上



2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館
全日本年金者組合愛知県本部
執行委員長 渡辺義巳

最低賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

物価高騰に苦しむ高齢者・労働者・学生に寄り添い、県民が見える形での審議や意見陳述を求めます

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【正規だけではなく非正規労働者にも賃上げを】

岸田文雄首相「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。しかし、高齢者の命綱、公的年金額はマクロ経済スライドで引き下げられ、物価高騰の煽りをまともに受けて苦しい生活を送っています。年金額は殆どが現役労働者の賃金で決定されます。愛知審議会では是非とも1,500円引き上げの議論をしてください。

【28都道府県4万8千人を対象に実施した全国最低生計費試算調査】

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円(月150時間労働換算)を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています。

【1,500円なら7割近い労働者が賃上げになる】

「あいちの就業状況」(2023年平均)では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。昨年の愛知地方最低賃金審議会の資料では1,027円になることで県内労働者の27.5%(男性16.1%、女性37.8%)、30万人超に影響があると報告されました。1,500円になれば67.1%の労働者(昨年資料比較)の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

【愛知審議会からの要望を引き続き】

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政

府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を昨年から折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会を実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 豊橋市中柴町 100-1
 組 織 名 東三河労働組合総連合
 代 表 者 議長 伊藤 英一

愛知県民を物価高騰から守るため、愛知県最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

1. 最低賃金 1027 円ではまともな生活は送れません

愛知の最低賃金が昨年ようやく1000円を超えました。ご尽力頂いた貴審議会には感謝申し上げます。さて、愛知県の最低賃金1027円で8時間22日間働くと180,752円です。ここから保険料等が引かれると、手元に残るのは、15万円くらいでしょうか。さらに年収ベースでは217万円弱です。これで、まともな生活が送れるとは到底思えません。

今年3月みずほリサーチ&テクノロジーズのレポートが出ました。「物価高による家計負担増対前年度比で22年度は10.8万増。23年度は9.5万増。24年度は7.8万円増予想。22～24年度累計では+28.1万円」つまり24年度年間支出は21年度より28.1万円増加という予想です。

これを最低賃金のアップで補填すると考えてみました。

$281,000 \text{円} \div 12 \text{月} \div 22 \text{日} \div 8 \text{時間} = \text{約} 133 \text{円}$ つまり24年度は21年度より時給133円アップしていないと物価高騰分を補填できません。21年度最賃955円+133円=1088円。24年度最低賃金は前年度より61円アップの1088円が最低でも必要となってきます。

もちろん家族の人数等もあり、簡単には言えませんが。

いずれにせよ、最低賃金を大幅アップしなければ、物価高騰分すら賄えないこととなります。

私たちが全国的に実施している生活実態調査では、すでに最低賃金1500円でも「普通の生活」ができないというデータが、毎年積みあがっています。

今こそ、最低賃金を1500円(月額264,000円)に引き上げることを要望します。

2. 全国 35 の地方審議会同様、中小企業支援を国に要望して下さい

日本の労働者の実質賃金は26か月連続して下がり続けています。非正規労働者の増加(労働者の約4割)は企業側の人件費カットとしては有意だったかもしれませんが、しかし、国民の購買意欲は減少し、経済がしぼんでいく可能性もあります。大企業の儲けは増えている一方で、労働分配率は減少傾向が続いているそうです。(三井住友DSアセットマネジメント2024年4月19日)

国内の経済を元気にさせる為に、最低賃金の大幅引き上げは大切な政策だと考えます。もちろん中小企業への政府としての力強い補助は大切で、それなくしては大幅引き上げは困難でしょう。

全国35地方審議会が「中小企業への支援策拡充等」を政府に要望していると聞きます。是非とも貴審議会においても同様の要望を政府に提出することを望みます。

3. 大幅引き上げ、そして全国一律へ

2022年の私どもの調査で、東三河における求人時給が西三河・名古屋地区等に比べ、下回っていました。理由は隣接・静岡県が最低賃金が913円(愛知県955円)と愛知に比べ低く、求人時給を最賃程度にしても静岡県からの求人が見込まれること、などです。

東三河の労働条件が「隣接する静岡県に引っ張られて」愛知県内他地域に比べ良くない。そういったことも明らかになりました。東三河だけでなく、どうか、全国を元気にするためにも「全国一律最賃制度」の実現を展望して下さい。

4. 実態をリアルに把握するため、意見陳述と専門部会の公開をしてください

最低賃金の低さを痛感しているのは、現場の労働者です。是非そういった労働者に審議会での意見陳述をさせてください。また、専門部会はもちろん「二者協議」も公開してください。



名古屋市中区丸の内3-5-2
愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
議長 國枝孝幸

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規学卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めただうえで、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています」。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。



4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が 3 番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



名古屋市中区丸の内3-5-2
愛知県国家公務一般労働組合
執行委員長 柴田秀幸

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規学卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めただうえで、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。



4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が 3 番目に多い「『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上



名古屋市中区三の丸2-5-1
 国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会
 議長 川上 雅 司

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

～物価高騰に苦しむ国家公務員に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【国公労連試算では愛知県内でも最賃割れの高卒初任給】

国家公務員には地域最低賃金が適用除外となっています。とはいえ、新規学卒者が就職先を決める際の初任給は大きな割合を占める指標の一つと考えられています。しかも、国公労連(日本国家公務員労働組合連合会)の試算では、愛知県内の国の行政機関に就職する高校卒業者では、愛知県の地域最低賃金を割り込むことが指摘されています。このことは、人事院も認めたとうえで、ここ数年、「民間初任給の平均を下回っている状況にあり、全国で行政サービスを提供する公務が必要な人材を確保していくうえで、大きな課題であると認識している」と問題意識を明らかにしています。

地域最低賃金の引き上げは、地域手当未支給地での高卒初任給に大きく影響するとともに、国家公務員賃金は直接・間接的に900万人労働者の賃金に影響(国公労連試算)するといわれており、岸田文雄首相の「賃上げの好循環」を作り出すには、極めて重要な施策と言えます。

併せて、岸田文雄首相の「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」との考えを示しました。こうした点も踏まえて、愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【人材確保の点からも地域最賃の大幅な引き上げを】

国土交通省中部地方整備局の職場では、1月1日に発生した能登半島地震への復旧・復興のために、北陸地方整備局に設置された能登復興事務所へ職員を派遣するなど、全国で頻発する自然災害に懸命に対応し、被災住民の「生まれ育った地域での生活と生業」を取り戻せるように奮闘しています。さらに、厳しい定員事情の中で、長時間超勤や頻繁な転勤により、係長クラスまでの若手・中堅職員の離職が留まらず、職員の確保に困窮する状況が多数見受けられます。

こうした中、少なくとも「人並な賃金」の確保のためにも、物価高騰に苦しむ職員の生活改善につながる最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば「今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみえています」。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会では物価高騰



嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年から折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上

2024年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市北区柳原三丁目7番8号
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 林 達也

2024年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

1. 地方自治体でも最低賃金 1500 円以上が必要です。

地方自治体で働く会計年度任用職員（非正規）の賃金水準は、最低賃金に張り付いている自治体も多く、最低賃金の大幅引き上げは、会計年度任用職員の生活改善に直接つながります。

岸田首相は「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事は「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。

非正規職員だけではなく、国家公務員や地方公務員の正規職員も高卒初任給では最低賃金を下回る事態もあり、昨年の人事院勧告では、人事院自身も最低賃金を下回る課題を認識した上で初任給の引き上げを勧告しました。

愛知県の最低賃金は昨年の改定で1027円となり、初めて1000円を超えましたが、労働組合が全国で実施した最低生計費試算調査では、若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円（月150時間労働換算）を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。愛知審議会で1,500円へ引き上げの議論をしてください。

2. 中小企業に対する特別な財政支援措置を行うことを政府に求めてください。

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。こうした中、昨年の審議会で初めて「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めてください。



3. 「非公開で議事録なし」ではなく、労使が活発な議論をオープンの中でしてください。

昨年から専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」（2者協議）が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を公開の場で行ってください。労働者の代表も使用者の代表も、個人で審議会委員になったのではなく、組織や会社の代表として委員に任命された以上、その発言が「個人情報」とは関係ありません。非公開にする場合でも、せめて議事録を残してください。

4. さまざまな労働者から意見表明できる機会を作ってください。

全国の過半数の審議会を実施している労働者の意見陳述を愛知県でも行ってください。今年から岐阜県でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を受け止め、県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野の労働者や『非正規』労働者の意見表明ができる機会を作ってください。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげ、審議会での真摯な議論を望みます。

以上

歴史的な物価高騰を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

貴職の日ごろの最低賃金への真摯なとりくみに敬意を表します。

1. 2024年の愛知地方最低賃金審議会の重大な責任に立った審議を求めます。

私たち全労連・全国一般愛知県名古屋地域支部は、最低賃金の大幅引き上げに際しては中小企業支援策を先行させつつ、時間給で働いて暮らしを営んでいる青年層・女性層の労働・生活実態を把握して、愛知の地域別最低賃金をすみやかに1,500円以上に引き上げ、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するよう強く求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に社会と経済の全体において賃金の底上げができず、生活の質的レベルが大きく後退し、物価上昇にまったく追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれてこなかったからです。この事実が最賃審議会の重大な責任を現しています。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。

私たちは、厚生労働省の資料からの推計でも、時給1500円に満たない働き方をしている低賃金労働者（全労働者の44%にのぼる、主として青年・女性層）の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおりに要請します。

2. 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にする。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確にする。



2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方－2020年基準消費者物価指数－』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

3. この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額であり、真剣で責任ある審議がおこなわれてきたかと疑問に感じている県民が増えています。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の

三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」(栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録)。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっいて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのではないのでしょうか。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップをとって全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのではないかと考えています。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を実態に即し正確に把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思えます。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回っていることの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年(2022年)の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。』と述べ、『今年度(2023年)の各ランクの引き上げ額の目安(目安額)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解にもとづけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

4. 物価高騰を上回る、年2回(10月と4月)の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円(4.47%)引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正(全国、および愛知県)を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数(総務省統計局)

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率
7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響

すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正をおこなうためにも、当然、こうした予算を確保すべきであることを申し添えます。

5. 審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知県最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対

する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。

現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論をおこなう部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。

愛知地方最低賃金審議会では、この報告にもとづき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議でおこなわれ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手にとった審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」の密室審議であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手にとった闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。

専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。

しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけ

の審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任するべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。
- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。
- (7) 全国一律最低賃金制度を早期に法制化・確立に向けての意見を国にあげてください。

以上

2024年7月25日

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名
執行委員

愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にすることを求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前2者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われまます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、 **最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。**
- 2、 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、 7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を、実施してください。

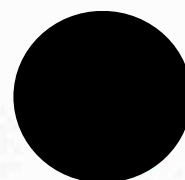
以上

2024年7月25日

自交一般 あいち



鎌田



愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

私たち栄総行動実行委員会は、この間、中小企業支援策を先行させつつ、愛知の地域別最低賃金を早期に1,500円以上とし、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するように求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に賃金の底上げができず追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれていないからです。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。私たち栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、 **消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする**こと。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいつそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などの下



うに頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていた、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。

か。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅

を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所)によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)参考資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月(29%)が最も多く、4月(20.3%)が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより(および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより)、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調

査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでし

た。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらもまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。**
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。**
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。**

- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

第101回栄総行動実行委

実行委員長 内海美穂子

愛知地方最低賃金審議会会

中山徳良殿

現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

貴職の日ごろの最低賃金への真摯なとりくみに敬意を表します。

1. 2024年の愛知地方最低賃金審議会の重大な責任に立った審議を求めます。

私たち全労連・名古屋中地域労働組合センターは、この間、中小企業支援策を先行させつつ、時間給で働いて暮らしを営んでいる青年層・女性層の労働・生活実態を把握して、愛知の地域別最低賃金を早期に1,500円以上に引き上げ、また国に働きかけて全国一律最賃制度に法改正するよう強く求めて運動してきました。また、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略戦争以降の相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金にかかわる審議会再開と年に複数回以上の再改定を繰り返し求めてきましたが、実現には至っておりません。

日本の労働者の実質賃金は低下を続けてきました。とくに雇用構造の劣化のもとで物価の激しい高騰に社会と経済の全体において賃金の底上げができず、生活の質的レベルが大きく後退し、物価上昇にまったく追いついていない状況が続いています。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に反する、と言わざるを得ません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議がおこなわれてこなかったからです。この事実が最賃審議会の重大な責任を現しています。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。私たちは、厚生労働省の資料からの推計でも、時給1500円に満たない働き方をしている低賃金労働者（全労働者の44%にのぼる、主として青年・女性層）の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

2. 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にする。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」との判断を再確認するとともに、「消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に



購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

3. この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額であり、真剣で責任ある審議がおこなわれてきたかと疑問に感じている県民が増えています。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、『目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない』ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータにもとづく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における

最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっいて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップをとって全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのではないかと考えています。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を実態に即し正確に把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回っていることの重大さがクローズアップされており、昨年中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解にもとづけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

4. 物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所)によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)参考資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月(29%)が最も多く、4月(20.3%)が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより(および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより)、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる

補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

5. 審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われま。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主

的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。
- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

全労連・名古屋中地域労働組合センター

議長 國



愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

2024年7月10日

愛知県長久手市蟹原2001 コープあいち名東センター2F
生協労連 コープあいち労働組合
中央執行委員長 中西 芳夫

愛知県の最低賃金を1,500円に引き上げることを求める意見書

愛知県の最低賃金改定にむけて、日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、中央最低賃金審議会(以下『中賃』)で、2024年の地域別最低賃金の改定に向けた議論が始まりました。歴史的な物価高騰の状況で、大企業中心に賃金引上げの動きは広がっていますが、労働者の実質賃金は下がり続けています。賃金が引上げ物価高騰に追いついていないということが示されています。私たち労働組合が取り組んできた最低生計費調査では、普通に暮らしていくには時給1,500円以上が必要という結果が出ています。私たちコープあいち労働組合として、いまずぐ最低賃金は、時給1500円以上にすることが要求です。

いまずぐ愛知県の最低賃金を1,500円以上への引上げを

私たちコープあいちで働く職員は、エッセンシャルワーカーとして、利用者の生活を支えるために働いています。その多くは、非正規労働者です。コープあいちの最低採用時給は1030円で、愛知県の最低賃金とほぼ同額です。ダブルワークをするアルバイトやパートもいます。生活のために長時間労働となるなかまもいます。健康面でも非常に心配です。病院へ行くお金を惜しむことなく、ダブルワークをする必要もない賃金で生活ができる社会づくりが必要です。社会全体で「1500円以上に引き上げていくことが必要です。私たちは、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

最低賃金水準で働く労働者の生の声を陳述で

特に、最低賃金額水準で働く非正規労働者は、私たちのような流通や小売業態・ケア労働者に多くいます。意見陳述の機会は例年却下されています。ぜひ最低賃金水準で働く労働者の生の声をきく機会を最低賃金審議会でするものです。

すべての審議を見える化、公開してください

すべての「審議」を公開してください。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。

最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めてください。

物価高騰の中で、多くの企業で賃上げが行われています。中小企業などではまだ十分な賃上げができておりません。中小企業が賃上げしやすいように、価格転嫁の徹底や、原資確保ができるような対策を講じるように政府に引き続き求めて下さい。



以上

2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市名東区社台3丁目263-1
CASA NOAH 名東104号室
千種名東地域労働組合総連合
議長 神村 敬太郎

愛知の最低賃金を1500円以上に引き上げることを求める意見書

1. 1027円ではまともな生活はできません。

最近の異常な物価高騰の状況下では時給1027円では生活は大変です。春闘では近年にない賃上げが実現したといわれていますが、物価上昇がそれを上回り、実質賃金は低下しているのが実態です。スーパーで買い物をする際も、消費期限切れ間近の値下げ商品について手が伸びてしまうことが多くなりました。学生たちは弁当を何食にも分けて食べているという話もよく耳にする昨今です。岸田首相の言う10年後ではなく今すぐにも1500円を実現して、できれば1700円を早急に実現するよう要望します。

2. 最賃審議会の内容を公開して、意見陳述を実現して下さい。

7月4日に行われた審議会を当方の事務局長・杉本が傍聴させていただきましたが、実質的な審議は専門部会・小委員会で行われるということで、内容の無い形式的な審議にがっかりしたとの感想でした。

是非、実質審議の場も傍聴できるよう公開して頂いて、非正規労働者などの切実な意見を述べさせていただく機会を作っていただきますよう要望します。

以上



2024年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市中川区宮脇町2-99-2
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部
執行委員長 田村一志

2024年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

はじめに～子どもにも及ぶ貧困問題～

長引く物価高騰のなかで、経済的な困窮に陥いる人たちが大勢います。

ここでは、とりわけひとり親家庭に焦点をあてます。

政府による「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」では、母子世帯のうち就業している世帯は86.3%です。その就業状況は以下の通りです。

正規の職員・従業員：48.8%

自営業：5.0%

パート・アルバイト：38.8%（派遣社員を含むと42.4%）

母親の就労による年間収入は平均236万円です。

一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高くなっています。

このような調査結果の数字から、子育てをしながら就労する女性労働者、とりわけ母子世帯の経済的な厳しさは、想像に難くありません。

乳児であればミルク、おむつ、衣服の購入は避けられません。幼児期は、体が成長するために衣服、靴などの買い替えは必須です。就学後も同様です。就学援助制度はあるものの、それだけで心配がなくなるわけではありません。塾やおけいこなどをガマンすることもあります。

そればかりか、夏休みなどでは学校給食がないために満足に食事がとれない、という事態もあります。子どもの貧困率は令和3年で11.5%であり、平成30年の調査14.0%より改善傾向にありますが、それでも現実に貧困に苦しむ家庭、子どもは存在しているのです。

経済的な困窮問題は、今紹介したひとり親世帯にとどまりません。若年労働者、非正規労働者に広く共通した問題になっています。

これらのことを踏まえ、以下3点を求めます。



1. 愛知県の最低賃金を1500円以上に引き上げてください。

「はじめに」で触れたことに加え、実質賃金が25カ月連続マイナスという状況です。物価高騰は終わりが見えず、食料品の値上げは今年1月から1万品目以上、7月からだけでも411品目にも上ります。

時間給が1500円になっても、年間収入は200万円程度で十分ではありません。しかし、現在の「1027円」という金額では、さらに大変な状況だということは一目瞭然です。

今年のうちに最低賃金を「1500円」以上にしてください。

2. 決定の過程を公開してください。

昨年、専門部会が公開されましたが、極めて形式的なものでした。最低賃金の決定に至る議論は「2者協議」という場で行われたようです。「2者協議」とはなんですか。審議会の規定にそうしたものがあるのか、知りません。

公の場を避けなければいけない議論がされているのか、何が話されて最低賃金が決まったのか、県民が全く知ることのできない状態です。

まして、公労使の代表者がいるにも拘らず、そうした場で議論されないとしたら、何のために委員が集まっているのかわかりません。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

専門部会を公開し、その場でしっかり議論して、県民のだれもがその決定の過程が分かるようにしてください。

3. 審議会での労働者の意見陳述を行ってください。

最低賃金の引き上げがもっとも直接的に影響を受けるのは、非正規労働者です。最低賃金を決める場で、最低賃金で働く労働者の実態を抜きに決めることは適当ではありません。昨年まで「意見陳述は必要ない」という決定になっていますが、ではどれくらいこうした労働者の声や実態が審議の場で取り上げられたのか、これも審議の場が公開されていないためわかりません。

労働者の意見陳述を実施するとともに、民主的、かつ公開された審議会の運営を強く求めます。

以 上

2024年7月18日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知県名古屋市中区丸の内1丁目9-7-405
全労基組愛知地方本部
委員長 煤本國治

2024年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

【物価の高騰に賃金の上昇が追い付いていない】

生活に欠かせない食料品や日用品が値上がりし、消費者物価指数は2023年度の平均に対して3.0%も上昇しており、私たちの暮らしは大変厳しい状況にあります。このような状況で、人々の生活を守り、景気を上向かせるためにも、最低賃金の大幅な引き上げが欠かせません。私たち全国一般労働組合の一部の職場でもパート雇用の賃上げは2%台にとどまり、物価上昇に追い付いていません。賃金を底上げし、消費を向上させることで、社会全体の経済を活性化させることができると考えます。

【中小企業・業者への支援策は必須です】

電気代・ガス代、仕入れの値上げにより利益の減少に苦しむ中小企業・業者に向け消費税の減税・インボイス制度の廃止・社会保険料の負担軽減などの支援策を取ることが必要です。中小企業・業者に向けて利用しやすく力強い財政支援の拡充は不可欠と考えます。是非とも国や県に対し政策要望を引き続き行ってください。

【最低賃金を1,500円に引き上げてください】

最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知での最低生計費試算調査では、8時間働いて普通に暮らせるための時間給は1,500円を超えています。全国で行われた調査でもほとんどで1,500円を超える結果が出ています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。早期に全国一律の最低賃金が1,500円となるように議論をしてください。

また、愛知県でも専門部会の議論を全て公開し、審議会での労働者の意見陳述を実施して下さい。労働者の生活実態に基づいた意見を直接聞いていただき、審議が行われることを求めます。

以 上



2024年7月19日

愛知県地方最低賃金審議会 御中

春日井市鳥居松町5丁目32番地ザ・ペンタゴン4F

尾張中部地区労働組合総連合

議長 望月 敦

愛知県の最低賃金を大幅に引き上げることを求める意見書

尾張中部地区労働組合総連合は、小牧市春日井市を中心に活動している労働組合の連合体です。

ここ数年の物価高で、生活費の高騰は再現がありません。地域のスーパーでは、夕方になると惣菜売り場に人だかりが出来、半額セール値札が貼られるやいなやあっという間になくなることが、毎日のように続いています。

特売日にも行列が出来ており、生活防衛に奔走している住民・労働者が大勢居ることの証です。

その中で、最低賃金を大幅に引き上げることが、市民生活をささえる重要な施策と考えます。最低賃金を1500円への引き上げが早急になされれば、労働者の生活改善に大きな影響をあたえると考えます。ぜひ、引き上げにつながる議論をお願いします。



2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会御中

愛知県高等学校教職員組合春日井西分会
分会長 加藤博一**すべての労働者のために2024年最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書****1. 非正規労働者・アルバイト学生・奨学金返済者等の生活向上のためにも、愛知県最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。**

いま日本では、名目賃金が上がってはいるものの物価高騰がそれを大きく上回り、実質賃金の前年同月比がマイナスとなる月数は最長記録の更新を続けています。今こそ、大幅な賃上げが必要です。そのような状況を受けて大企業の正社員には大幅な賃上げの波が押し寄せていますが、中小企業の労働者や非正規労働者には賃上げの波はほとんど及んでいません。一方、大学生・専門学校生の多くは奨学金の貸与を受け、それでも生活が苦しいためにアルバイトをいくつも掛け持っています。彼らは卒業・就職するとすぐに奨学金の返済に追われ始め、余裕のない生活を強いられることとなります。そして、将来にわたって不安を抱え、結婚や子育てから遠のいていく者も少なくありません。日本が少子高齢化から脱して誰にとっても生活しやすい国になるためにも、最低賃金の大幅な引き上げ、最低でも時給1,500円以上とする引き上げを強く求めます。

2. 中小企業支援・「年収の壁」改善を、政府に迫ってください。

最低賃金引き上げの議論の際に、「体力の弱い中小企業には引き上げは無理だ。」ということが必ず話題になります。労働者の賃上げのために会社がなくなってしまうのは元も子もないことは、言うまでもありません。特に愛知県には、「ものづくり愛知」を支え、さらには大企業の下請けとして踏ん張ってきて、そして高卒生を多く受け入れてくださっている中小企業がたくさんあります。こういった中小企業が苦しい立場に追いやられることがないよう、政府による支援を愛知県審議会として要請してください。また一方で、「年収の壁」が変わらないために、配偶者等の被扶養者となっているパートタイム勤務者は、賃金が上がると勤務時間を減らして所得が変わらなくなるようにし、物価高騰のために生活が苦しくなるばかりという状態に陥っています。審議会における最低賃金引き上げの議論が正しく人々の生活に反映されるようになるためにも、「年収の壁」の引き上げを政府に要請してください。

3. 貴審議会を「開かれた審議会」にしてください。

愛知県の労働者のために貴審議会は議論を積み重ねておられることと拝察いたします。貴審議会が非正規労働者を含めた広汎な県民の意見を丁寧に聞き取られますよう、また、その審議過程をすべて公開するなどして広く県民に示されるよう、お願いいたします。

以上

住所 愛知県春日井市田楽町 1320 番地
団体名 愛知県高等学校教職員組合春日井西分会
代表者 分会長 加藤博一

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、去年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに去年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住していただいているのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのではないでしょうか。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えといいますが、物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われれます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

障害者労働組合

組 合 員 後 藤 陽 司



愛知地方最低賃金審議会会長

中 山 徳 良 殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、**消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする**こと。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、昨年佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに昨年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えという物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に相応した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずで、現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われ、愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年も最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

回転寿司ユニオン

組合員一同

愛知地方最低賃金審議会会長

中山徳良殿

現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給1500円以上への大幅の引上げ、改定をおこなうこと等を求める意見書

私たちはこの間、栄総行動を通じて、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、相次ぐ消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、今日まで実現していません。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

- 1、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

2、 この間愛知は、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乗せなしの引上げ額です。

過去6年間（2020年＝令和2年をのぞく）、愛知の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。一切上乗せが無かったのです。さらに、この11年間でみると、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乗せをしてきました。また、去年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

さらに去年の中央最低賃金審議会会長（実際には藤村会長は体調不良で会長代理）はビデオメッセージ動画で、次のように述べています。「目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。」（栃木地方最低賃金審議会 令和5年8月3日議事録）。つまり、中賃は、地方最低賃金審議会に対して、審議答申における最大限の自主性発揮を求めています。

しかし愛知は過去6年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、愛知地方最低賃金審議会の専門部会の二者協議＝個別協議の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すら問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていて、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住してはいないのでしょうか。あるいは、愛知が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、Aランクの愛知がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準の引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み愛知地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います。

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも愛知での物価上昇や賃金上昇を把握し、愛知の雇用者・企業の責任を明確にして、愛知の最低賃金を愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の愛知県の最低賃金は、少なくとも現行の1027円ではなく、1028円以上になっていなくてはなりません。中賃の目安額に右へ倣えといわれながら物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす愛知の労働者に最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰を上回る、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

数値は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小されており、物価の高止まり状態が続いています。現に6月21日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.4となり、前年同月比2.7%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.7となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギー

を除く総合指数は106.8となり、前年同月比2.3%の上昇。そして前二者は前回4月分より上昇幅は悪化しています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘以降、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、厚生労働省が7月8日発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、1人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比2.5%減りました。マイナスは16カ月連続です。物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、減少幅は6月の1.6%から拡大しました。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに浴する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3.2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、最大限6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調

査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象とする事業所を拡大して調査することが必要です。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は退けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われまます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年より

はまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知県地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低処遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- 2、生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にしてください。
- 3、中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定を行ってください。
- 4、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回の改定をしてください。

- 5、傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- 6、異議申し立てを含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の労働者の意見陳述を実施してください。

以上

2024年7月25日

フリーランスユニオン

会員 後藤 陽 司



愛知地方最低賃金審議会会長

中山 徳 良 殿

2024年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 愛知県名古屋市熱田区沢下町 9-3
組織名 愛知県医療介護福祉労働組合連合会
代表者 執行委員長 渡邊 一

ケア労働者の処遇改善に欠かせない 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは国民のいのちと暮らしをまもる医療・介護・福祉労働者として、誰でも最低賃金 1,500 円以上への引き上げを求めています。しかし実際は、県内の医療・介護・福祉労働者の賃金は、愛知県の最低賃金 1,027 円にはりついており、低く抑えられています。

愛知県民の命を守る上でも、愛知県最低賃金審議会の役割は厳に重く、早期の引上げを求めて以下に意見を述べます。

1. やりがいを持って働き続けられるよう、早期に時給 1,500 円への引き上げを

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の 2023 年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は 117,600 円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 76,092 円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。やりがいのある医療・介護・福祉の仕事の続けられるよう、低賃金を理由に職場を去ることのないようにするため、早期に 1,500 円以上の答申を行うことを強く求めます。

2. 全国一律最低賃金制度の実現を

診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。同じ看護職であっても初任給で 5 万円もの差があり、依然として大きな賃金格差となっています。この賃金格差により、賃金の低い地方から高い地方への流出が避けられず、過疎化の進行や地域間の経済格差、医療・介護・福祉現場では人材確保ができず、医療崩壊などを招きかねない事態となっています。



全国一律最低賃金制度の実現を求めます。

3. 社会保険料の事業主負担分軽減など、中小企業への支援を政府に求めること

医療・介護・福祉職場でも、小規模事業所はギリギリの経営状況の中、最低賃金の引き上げに対応することが負担となっています。最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを引き続き政府に要望して下さい。

4. 密室協議はやめ、審議会の公開、議事録の公開を求めます

昨年、専門部会が公開となっても、結局ほとんどの審議が「二者協議」という名で非公開となり、大変残念です。県民の生活全体に関わる最低賃金を非公開で議事録もない密室協議で決めることは許されません。労働者・使用者の代表として選ばれている委員の発言は「個人情報」にはなりません。公開での協議、議事録も公開することを強く求めます。

5. 非正規で働くケア労働者の意見陳述の場を作ってください

最低賃金にはりついた時給で働く非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請します。全国の過半数の審議会で実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法 25 条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」を守ってください。県内の労働者数が 3 番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しており、また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言していますが、昨年も「当該労働者の意見」がどのようなものだったのか発言されていません。実際に最低賃金で働く人の生活実態がどのような状況か、生の声を聴いてください。また、労働者委員に多様な潮流の労働組合が参画できるよう強く要請します。

以上

2024年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中

愛知県知立市東栄3-25
全トヨタ労働組合
執行委員長 若月 忠夫

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書
諸物価高騰に苦しむ労働者の現状をしっかりと見据えて審議や意見陳述を求めます

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げることは死活問題

【正規だけではなく非正規労働者にも賃上げを】

厚生労働省が公表した5月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は前年比1.4%減少した。前年比マイナスは26カ月連続。春闘を受けて所定内給与は31年ぶりの高い伸びを示したが、物価の上昇に相殺され、実質賃金の減少幅は4月の1.2%からやや拡大した。極めて深刻です。愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【28都道府県4万8千人を対象に実施した全国最低生計費試算調査】

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円（月150時間労働換算）を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。生活の安定は社会の平和に結びつきます。

【1,500円なら7割近い労働者が賃上げになる】

「あいちの就業状況」（2023年平均）では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。昨年の愛知地方最低賃金審議会の資料では1,027円になることで県内労働者の27.5%（男性16.1%、女性37.8%）、30万人超に影響があると報告されました。1,500円になれば67.1%の労働者（昨年資料比較）の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

【愛知審議会からの要望を引き続き】

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。当労働組合で小規模で働く労働者は今年の賃上げは500円でした。こうした中、昨年の審議会では「価格



転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論が見える形にすべきです。

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどすべての「審議」(2者協議)が非公開でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」は止めて、使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見せてください。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」とは関係ありません。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。意見陳述の場を作ってください。

今年こそ「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上

2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン名古屋貯金支店

書記長 内海美穂

愛知県名古屋市中区丸の内2-6-

愛知県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、愛知県最低賃金は、時給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

- 1、私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。最低賃金が上がらないと私たちの賃金は上がらないという状況です。

愛知県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金1,027円（端数繰り上げ）プラス20円で1,050円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、最高でも月収約21万円、連休のある月は19万円にしかありません。ここから税金や共済掛金などが引かれると、実質15万円程度です。このうち半分は家賃になり、さらに光熱費の高騰で生活が圧迫されています。これまでも節約生活をしてきましたが、食費を切り詰めるしかない状況です。愛知でまともな暮らしをするには一人暮らしでも月に23万円必要と言われていています。私たちの希望している時給1,500円はすぐに達成していただきたい金額です。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中でも最低賃金法第12条に基づいて、愛知地方最低賃金審議会が再改定をしていただきたいと思います。

- 2、私たちのゆうちょ銀行では、事務を集中して行っている部署は全国で9か所あり、同じ内容の仕事をしています。ネットワークでつながっているため、東京や横浜だけで片付かない作業が愛知に回ってくる場合があります。時給の高い地域の仕事をするなら高い時給に合わせて欲しいと考えることは自然です。

2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。愛知県地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすよう、今年の審議において格差の大幅な縮小する必要があると考えます。

以上



2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館本館
愛知民主医療機関連合会労働組合
執行委員長 原 真理子**【最低賃金額を全国一律 1500 円以上に引き上げを求める意見書】****1.最低賃金を引き上げケア労働者の賃金を、専門職として正当な評価とやりがい
持てる賃金にすること**

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。命と健康、暮らしを支える専門職として正当な評価とやりがい持てる賃金の実現のために最低賃金を直ちに1500円以上にしてください。

**2. 全国一律最低賃金 1500 円以上の実現で、ケア労働者の離職を防止し、安心
して生活できる賃金にすること**

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。全国一律の最低賃金にしてください。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

**3. ケア労働者の賃上げを大幅に引き上げ、他産業との格差をなくし医療・介護職場の人
手不足を解消し安全、安心の医療、介護の提供を保障すること**

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が



対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続き悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

4. 最賃審議会を市民に開かれた審議とするため、公開すること

最賃審議会において、昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」するのではなく、使用者代表と労働者代表が活発に審議するところを公開し、市民に開かれた審議会にしてください。

5. 最低賃金で働く、労働者の意見陳述を行い審議に反映すること

全国の過半数の審議会では実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」の具体化として労働者の生の声を聞いてください。それができないなら「どのような業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。

以上

2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市港区港栄 2-1-7 名古屋港郵便局内
郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部



支部長 藤井 剛

書記長 大矢 貴志

31

愛知県最低賃金を1,500円へと改定することを求める意見書

私たち郵政産業労働者ユニオンは日本郵政グループではたらく仲間の労働組合です。名古屋北支部は名古屋市内を中心とした愛知県、そして隣県の日本郵便株式会社ではたらく組合員を組織しています。私たちは今年度の最低賃金改定にあたって、1,500円を目指した大幅な引き上げを求めます。以下にその理由を簡単に述べます。

① 最低生計費に届かない最低賃金は生計費原則に反しています。

郵政ではたらく非正規社員の基本給、いわゆる「郵政最賃」は最低賃金を10円単位で端数繰り上げ+20円したものであり、愛知県では1,050円ということになります。この条件の下フルタイム(1日8時間×月22日=計176時間とした場合)で働いても、月給18万4,800円にしかありません。

また現在、正社員の新卒採用・中途採用・社内正社員登用の多くを占める正社員一般職の高卒初任給は月給19万2,100円(1号俸)、54歳時点でも23万3,400円(145号俸)と極めて低い水準です。(昨年度)生活は非常に苦しく、生計費を削らざるをえません。

労働に対して正当な対価を支払うのは当然のことではないでしょうか。郵政に限った話ではありませんが、フルタイムではたらく労働者が生活できない「最低賃金」は設定にそもそも誤りがあると指摘せざるを得ません。

② 最低賃金の引き上げなくして賃上げが行われたい現実があります。

私たちは毎年の春闘においてとりわけ非正規社員の待遇改善を求めてきました。しかし、会社側は最低賃金改定に合わせた賃金改定で十分である、との姿勢を崩していません。最低賃金の引き上げがあったときのみ、会社側は最低賃金上昇分の引き上げを行うだけです。

また、正社員の基本給に関しても最低賃金の引き上げに対応するために小幅なペアがなされているに過ぎません。「民営化後最高額のペア」などと報道されましたが、実態は最低賃金が背中を追いかけてきたから引き上げているに過ぎません。2021年度の正社員一般職・高卒初任給は16万3,600円でした。今もこの基本給であれば各地で最賃割れを起こしていたことでしょう。

非正規社員も、正社員も、最低賃金の引き上げが賃上げに直結する非常に重要な要素であることを訴えます。

③ 深刻な人手不足の原因ともなっています。

今、組合員の中で、職場の中で、どこでも人手不足の声があがっています。低すぎる給与設定により、非正規社員の応募がない、正社員が辞めていくといった事例が相次いでいます。

日本郵政グループのような公共性の高い事業を行う企業体、他にも公的企業体、そしてエッセンシャルワーカーの分野において労働条件の劣悪さがサービスの低下・崩壊を招いていることに改めて危機感を覚えます。政府には必要な支援を要請しつつ、最低限の労働環境を保障するための大前提として、最低賃金の引き上げを強く要請いたします。

以上

2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市港区港栄 2-1-7 名古屋港郵便局内
郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会

議長 藤井 剛



32

2024年10月愛知県最低賃金の改定にかかる郵政労働者からの意見書
愛知県の全てのはたらく仲間が人間らしい生活を送れるためにただちに時給 1,500 円へ！

- 1 愛知県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2 賃金の地域間格差を縮小するため、都道府県別最低賃金制度自体の見直しをはかること。

以下、理由を述べます。

① 私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉(春闘)では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。また、約 3 万人にのぼる「正社員一般職」の基本給は極めて低く最賃割れを起こしかねない水準であることから、最低賃金の引き上げに合わせ昨春、今春とベースアップが行われました。最賃引き上げなくしてこの会社は賃上げに応じる姿勢にありません。

愛知県で働く時給制契約社員の基本給は 1,050 円(最低賃金 1,027 円を 10 円単位で端数繰り上げ+20 円)です。1日 8 時間×月 22 日=計 176 時間労働したとしても月収 184,800 円、個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、もっとも高い「スキル A 習熟度あり」でも月収約 20~22 万円でしかありません。(郵便内務の場合)これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費や生計費を切り詰めるしかない状況です。

郵政に限らず最低賃金に張り付いた賃金ではたらいっている若年労働者は少なくありません。このままでは個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、物価高騰の中で生活の安定すら得られません。時給 1,500 円を 10 年先の目標とするのではなく、早急に時給 1,500 円を目指した改定をするべきだと考えます。

② 私たち郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会は岐阜県・三重県の組合員も組織しています。私たち郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違うことは合理的でしょうか。そのため、隣県の郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上(月 150 時間)、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を 100 指数とすると沖縄では最低生計費 97.4 指数、最低賃金 80.5 指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。現在、愛知県と岐阜県の差は 77 円、愛知県と三重県の差は 54 円となっています。それほど生計費の格差が隣県との間にあるのか甚だ疑問です。

2023 年の地域別最低賃金の地域間格差は最大 220 円です。昨年「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴ではないでしょうか。都道府県別最低賃金制度自体の見直し、これも合わせて審議会への意見として申し述べます。

以上

最低賃金を1500円に引き上げることを求める意見書

2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館407
愛知地域労働組合きずな
執行委員長 城下 英一

今年度の愛知県最低賃金審議会への意見を申し立てます。

中小零細企業や非正規雇用の労働者の賃金は上がっていません

2024年春闘における賃金引き上げは、愛知県労働局の調査では、平均賃上げ率4.80%、平均妥結額15,276円となりました。この水準は昨年の実績をも上回り、1990年以降最高の妥結額で、約30年に及ぶ賃上げ抑制の期間と比較して高い水準となっています。

一方、事業所数では圧倒的に多い中小零細企業の労働者や非正規雇用労働者ではこれほどの賃金引き上げには至っておらず、原材料費や物流費高騰の影響で、全く賃上げがなかった企業も多くあります。私たちの労働組合は中小零細企業やパート・臨時・派遣など、非正規雇用労働者が高い割合を占めていますが、今年4月の賃金引き上げではなく、昨年10月、つまり最低賃金の改定に合わせて給料が上がったという仲間が少なくありません。これは非正規雇用労働者には、最低賃金に張り付いた低い賃金水準の雇用が広く分布していることを意味します。

物価高騰から生活を守るためには、最低賃金の大幅引き上げが必要です

そうした中、一昨年から顕著になった物価高騰がさらに生活を圧迫しています。今春闘で高水準の賃上げがあった中でも、「実質賃金」は26ヶ月連続でマイナスという発表がありました。この物価高は歴史的な円安の中で、ガソリンや電気・ガスをはじめ、輸入関連を中心に様々な原料や材料物資、食料品に至るまで生活に重くのしかかっています。そして、この影響を最も受けるのが低賃金労働者であることは間違いありません。今年の最低賃金の審議は、こうした厳しい環境の下で行われることとなり、生活実態に見合った最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

ものづくり愛知で、最低賃金の大幅引き上げの期待は広がっています

日本の最低賃金は先進国でも最低レベルであり、愛知県の最低賃金は昨年韓国に抜かれるなど、世界との格差が拡大しています。「ものづくり愛知県」だからこそ、「生活のできる最低賃金」、時間給1,500円への引き上げが必要であり、県民からも今年の改定に期待が広がっています。

その上で貴審議会では、2者協議も含めて公開とし、さらに私たちの生活実態の生の声を聞いていただく意見陳述の場を設けてください。同時に、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備（生産性向上や公正取引）、事業継続のための支援策についての議論をより深め、政府への働きかけも望みます。

以上



2024年7月23日

愛知地方最低賃金審議会 御中



住所 長久手市蟹原 2001
 コープあいち名東センター 2F
 組織名 生協労連愛知県協議会
 代表者 若井 和則

「愛知県の最低賃金を 1500 円以上に改正することを求める意見書」

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。本年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、生協労連愛知県協議会として、下記3項目について意見書を提出いたします。意見書の主旨を審議会で説明し、十分な議論をしていただくよう要望いたします。

1. 愛知県の最低賃金をまともな暮らしができる水準・1500円以上に引き上げること。

コロナ禍のもとでは、飲食業や観光業などを中心に、休業や営業時間の短縮などが続き、非正規労働者には深刻な影響が及びました。加えて、異常な物価高騰によって、元々貯蓄すらままならないぎりぎりの生活が、貧困状態にまで落ち起こんでいます。時間給・非正規労働者から寄せられた、厳しい生活実態と最低賃金引き上げに対する期待の声を紹介します。

徐々に貧困へと落ち込んでいます <物流勤務:40代男性>

両親と家族3人で暮らしていますが、父母の年金は充分ではなく、かなりの部分を自分が補填している状態です。現在は持ちこたえています、将来への不安は大きいです。特に、父はかなり老齢化してきており、それに対応する母の補佐も必要なため、多少の貯金はあるものの、今後の暮らし向きへの懸念は尽きません。ひとまず、困っていることの筆頭に挙げられるのは、手取りの少なさです。1人の人間がきちんと暮らせるだけの賃金が支払われていないという実感があります。物価の上昇は著しく、驚きを通り越して今や呆れるばかり。商品は量が減るだけでなく、品質も落ち、結果的に生活水準も下降を始めています。徐々に貧困へと落ち込む現状は、まさに茹でガエルの例えを彷彿とさせます。

子供の将来も自分の老後も不安ばかりです <事務職:40代女性>

今年の春から時給が上がったので、収入は増えましたが、食費などの生活費はさらに値上がりしており、自由に使えるお金が無くなりつつあります。子供が県外の大学に行く予定なので、少しでも貯金ができるよう生活しているが、物価高騰で思うように貯金はできません。老後も、年金だけでは暮らせないので、貯金が無いと不安。夫は54歳で定年も近づいており、いつまで働いてもらえるか。自分も体があちこち痛むので、いつまで働けるか、とにかく不安でいっぱいです。

お金も心も全てに余裕がありません <店舗勤務:50代女性>

物価が高騰し給料はあがらず生活はますます苦しくなった。日々の食品などはできるだけ安いものへと切り変えている。外食はほとんどしない。生活水準は明らかに下がった。この先は不安しかない。せめて年1回旅行もしたいが、生活をさらに切り詰めないといけ

なくなり悩ましい。この先もある程度まとまった金額で家の修繕費用がかかってくるのが想定されるが収入が増えることもないだろうし、とにかく節約しかない。お金も心も、すべてに余裕がない。「物価高騰を上回る賃上げ」は大企業の正社員だけのもの？非正規は関係ないように思える。政府が本気でそれを考えるなら、最低賃金の大幅に引き上げで実現してほしい。

「日々の生活で精いっぱい」「将来が不安」「子供の将来を明るく思い描けない」これが非正規労働者に共通する声です。厳しい暮らしの実態を少しでも改善するため、自分の時間給・収入に直結する最低賃金引き上げに対する期待は、非常に強いものがあります。非正規労働者の厳しい生活実態や最低賃金引き上げへの期待を受け止めていただき、1500円以上への引き上げをお願いします。

2. 個別協議を含め専門部会での全ての審議と協議および議事録を公開する事

昨年の審議会では、専門部会の公開が決定されましたが、実際の審議はほとんど個別協議・2者協議の場で進められ、その内容は議事録も含め全くの非公開でした。これでは、審議が公開されたとは到底言えません。最低賃金の動向は、時間給・非正規労働者はもちろん、愛知県で働くすべての労働者の賃金に影響を与えます。さらに、労働者世帯の消費やサービスの利用を通して、企業の生産と供給にもその影響が及び、地域経済や人口の動向にも関わります。最低賃金の動向は、全ての県民にとって重要な問題であり、その審議は広く県民に公開されるべきものと考えます。

3. 最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の意見陳述の場を設けること。

最低賃金の水準やその改正結果は、何よりもまず時間給で働く非正規労働者に大きな影響を与えます。私たちが実施した愛知県採用時給調査でも、最低賃金近傍での採用時給が少なくありませんでした。その求人の雇用形態・勤務内容は、短時間のパートアルバイトを中心とした非正規労働者です。先に紹介した通り、時間給・非正規で働く労働者からは、大変苦しい生活実態と、最低賃金引き上げに対する強い期待が寄せられています。

最低賃金法施行規則第11条に、関係労働者を会議に出席させその意見を聞くよう定められている事からも、最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の実態や期待の声を直接聞いて、審議会の議論に反映していただく事を強く要望します。

以上

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405
 全国福祉保育労働組合東海地方本部
 執行委員長 塚本洋平

福祉・保育で働く職員の賃金の引き上げに大きく関わる 最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書

【一人暮らしも困難な若手保育士の実態】

「夕食を食べないこともある」春日井市で働く保育士の声です。一人暮らしをしている彼女は、特別な贅沢をするわけでもなく、ちょっと友だちとあそびに行くなどいつもの生活と違うことをすると、途端に生活費がなくなると教えてくれました。将来のために貯金もしたいけれどそれもままならず、どうにもならなければ親元を頼ってごはんを食べさせてもらうというようなことをしながら、それでも自立して暮らしたいとがんばって一人暮らしを続けているのだそうです。

また、今多くの若者が奨学金を毎返済しながら働いています。福祉保育職場で働く職員も同様です。毎月多額の返済があり、本当は休日ぐらいい買い物をするなどしてリフレッシュしたいが、そんな金銭的な余裕はないと言います。そのような当事者の若者はもちろん、奨学金問題はその親世代の低賃金がゆえの課題でもあります。

【確実に賃上げに結びつく支援を】

異常な物価高は市民の暮らしを直撃し続けています。実質賃金は26ヶ月連続のマイナスです。賃金の引き上げが物価高騰に追い付いていないことは明らかですが、保育士や障害・介護で働く職員の賃金は、月額7万円と言われる全産業平均との差はまだまだ埋まっていません。さらに福祉保育職場では、非正規雇用の労働者が半数前後まで増えており、その賃金は正規職員よりもさらに低い水準に抑えられ、最低賃金の水準で時間給が推移するような状況です。多くが最賃近傍で働く福祉保育職場にとって、最低賃金の引き上げは賃金の引き上げに直結します。

一方で、国からの公的なお金により運営される福祉保育職場では、保育の公定価格や障害・介護報酬にその必要財源分が措置されておらず、各事業所で引き上げる努力をしても限界があります。賃金の引き上げが喫緊の課題である福祉保育職場において、確実に賃上げが実行されるように、愛知審議会としても適切な財政措置を求めてください。

【すべての審議を公開するとともに、私たちの声を聴く場を設けてください】

以上のような福祉保育職場における実態を審議会においてきちんとつかんでいただいているのか、密室審議では何もわかりません。ケア労働者についての話はされているのでしょうか。かやの外なのでしょうか。ぜひ公開された場で、率直な意見交換をしていただきたい。

また、正確な実態把握のためにも、現場の労働者の意見陳述の場は必要と考えます。最賃近傍で働く労働者の、「まともに暮らせる賃金を」という切実な声を真摯に受け止め、ぜひ意見陳述の場を設けてください。



以上

2024年7月23日

愛知地方最低賃金審議会 御中

所 在：名古屋市北区 〇〇〇〇番8号
名 称：革新県政の会
代表者：樽松 佐一

最低賃金を早期に1500円に引き上げることを求める意見書

～最賃審議会として、生活底上げの道筋を明示し、物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添おう～

1. 物価高騰が続く中、勤め先や働き方に関係なく、安心して健康に暮らしていける水準を早期に実現するよう、公労使が真摯に向き合ってください

去年の引き上げは、過去最大となった4.5%の引き上げが行われました。でもフルタイムで仕事をして年収で言えば200万程度でした。今年は、その水準をもっと引き上げなければ、物価高騰に追いつかず、実質賃金が26ヶ月連続でマイナスがさらに続きます。勤め先や働き方に関係なく、安心して健康に暮らしていける水準をいま、公益・労働者・使用者に生活底上げの道筋を明示することが求められています。

報道では、岸田首相は「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事も「最低賃金も3年で2,000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを述べています。

2. 最低賃金の審議過程を、県民が見える形で公開しましょう

愛知県内で働く人は、427万3千人（労働力調査愛知県分集計結果、2024年5月31日）います。この方々に直接間接を問わず大きな影響を与え、この基準に基づいてもっと幅広い県民に波及するものが最低賃金です。よって、その審議の課程は関心事です。

公益代表の前で、労働者代表と使用者代表がそれぞれの主張を資料に基づいて述べ合っ、正当性を訴える姿を見てもらい、どちらの言い分がより県民の実態を捉え納得がいく中で決められるべきです。是非、全国で既に広がっている公開の場で最賃の審議を導入しましょう。

3. 非正規労働者や女性・学生などの弱い立場で、直接的に恩恵を受ける方々の意見陳述が出来るようにしましょう

上記の最低賃金の審議に当たっては、署名やこの意見書に書かれた文章を見ただけで実質審議を行うことは、好ましいことではないと思います。文章に書かれたその裏側に潜む、物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添い、弱い立場の人たちの切実な心の声を聞くことは、審議に重要な要素であると思います。全体で1時間も費やすことなく、発言を10分以内として数人からでも聞くことは何ら大きな支障をきたすことではないと思います。意見陳述が出来るようにしようではありませんか。



2024年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

所属労組名 北医療生活協同組合労働組合
 組合員氏名 島崎 宏行
 組合員住所 愛知県名古屋市緑区浦里1-83
 鳴海西団地1-102

最低賃金 1,500 円以上を答申いただくこと 貴審議会の県民にオープンな運営を求める意見書

愛知県民のための労働行政へのご努力に敬意を表します。

私は、愛知県内に事業所を置き、医療や介護事業を担っている北医療生活協同組合というところで働いています。その職員たちで結成している北医療生協労働組合の一員として、県民生活の改善・向上に寄与する最低賃金の改正決定と貴審議会の運営改善について意見を申し出ます。

1、愛知県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げていただくこと

令和6年度地域別最低賃金について 1,500 円以上の答申としていただきたくお願いいたします。

(1) 物価高騰に苦しむ県民生活に寄与する最低賃金引き上げを

この春、大手企業では大幅な賃上げ実施という報道もありましたが、私たちのような医療や介護の業界では、診療報酬・介護報酬によって実際の賃金水準が決まります。社会保障費の圧縮が続くなかで、大幅な賃上げには至っていない状況です。また、この間の物価高騰はどの産業にもきびしい影響を及ぼしており、大幅な賃金の引き上げがあったのは県民全体からみればごくひと握りという状況です。

こうした中で、県民全体に及ぶ賃金引き上げの引き金は最低賃金の改善です。賃金改善は、単にその労働者個人の生活に寄与するだけではありません。子どもたちを含む、その家族全体の暮らしを豊かにするものです。そのことに目を向けた時、中央最低賃金審議会で協議していると言われる「1,050 円台半ば」という水準ではまったく足りないと言わざるを得ません。全労連・愛労連の調査にあるように、「若者が自立して生活するには全国どこでも 1500 円から 1700 円必要」、「愛知でも直近の調査では 1600 円から 1700 円超」との結果が出ています。現実的に県民生活の改善・向上に寄与する最低賃金の改正として、1,500 円以上の答申をお願いします。

(2) 最低賃金並みの労働者が多いことに留意してください

私自身、いまの賃金は最低賃金をほんの少し上回る程度です。なんとか 2 人の子育てを終え定年を迎え、今は再雇用の身分で働いていますが、正直な話し老後の蓄えは本当にわずかです。今さら慌てても仕方ありませんが、この先の万が一の介護施設入所やもしものときの医療にかかる費用への不安はつきません。日々の暮らしではどうしても必要でなければ支出は控えるようにして清貧な生活を心がけていますが、自ずと人づきあいや社会の流行から取り残されていくのがわかって淋しいです。

介護業界でも同じような賃金水準の方が多く、また医療でも事務系職員も同水準です。最低賃金並みの労働者が多いことにぜひ注目していただきたいです。そして、繰り返しますが、賃金引き上げに直接つながる引き金が、みなさんが出される最低賃金の答申です。1,500 円以上の答申で県民生活の改善・向上を実現していただきますようお願いいたします。



また、その実現のために、中小・零細企業に対する政府の補助の実施についても、国へ要望していただきますようお願いいたします。

2、貴審議会を県民にオープンな運営としてください

現在の貴審議会の運営は、必ずしも県民の目にオープンなものになっているとは言えません。

労働者代表委員が毎年、何人も任期途中で辞任しているような状況も、県民の目が届かないからこそ恥ずかしげもなく繰り返されるのではないのでしょうか。

県民からの期待にこたえる最低賃金審議会の役割を果たされるよう、以下について意見します。

(1) 審議会の協議をオープンなものとしてください

昨年、専門部会への一般傍聴の公告が出され、傍聴しましたがほとんどの審議が別室・非公開で行われ、一般傍聴は偽看板となりました。県民を欺くような公告はやめて、審議はすべて公開してください。どの委員がどのような姿勢で審議会に臨みどのような発言をしたかが明らかになることで、「使用者代表」、「労働者代表」に正しくふさわしい人物か否かが県民の目に届きます。すくなくとも、任期の途中辞任のような恥ずかしいことは減るのではないのでしょうか。

(2) 最低賃金改定に直接影響する労働者の意見陳述の場を設けてください

最低賃金で働く当時者である非正規労働者の意見に耳を傾けることが、審議会として必要ではないでしょうか。他県では非正規労働者の意見陳述の場が設けられています。審議会委員のみなさんにとって、必ずや有益な場となります。この意見陳述も公開でおこなってください。

審議会のみなさんの協議が、愛知県民にとって明るい希望をもたらすことにつながることを願って、私の意見といたします。

以上

2024年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中



名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
愛知県労働組合総連合(愛労連)
議長 西尾 美沙子

「生活が苦しい」が過去最高(厚労省調査)
実質賃金マイナス26カ月(この23年で33万円も減少)
最低賃金を1500円に引き上げをを求める意見書
～物価高に対し、賃金の上昇が追いついていない～
労働者・学生に寄り添い、県民が見える形で活発な審議と意見陳述を

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【政府も経済会も大幅賃上げのアナウンス】

岸田文雄首相「政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギである」、経済同友会の新浪代表幹事「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しました。愛知審議会でも1,500円引き上げの議論をしてください。

【1500円になれば、県内の労働者約7割が賃上げになる】

「あいちの就業状況」(2023年平均)では、「愛知の非正規の職員・従業員数は134万7千人で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。昨年の愛知地方最低賃金審議会の資料では1,027円になることで県内労働者の27.5%(男性16.1%、女性37.8%)、30万人超に影響があると報告されました。1,500円になれば67.1%の労働者(昨年資料比較)の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。

【国民生活基礎調査で生活が苦しいが59.6%、実質賃金マイナスは最長の26カ月、ゆとりがない55%(日銀調査)】

7月厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」では「生活が苦しい」が59.6%、統計が始まった1986年以降最悪となりました。また同省は7月8日、5月分の消費者物価指数が3.3%上昇し、賃金の伸びを上回り実質賃金が26カ月連続のマイナスとなったと発表しました。同12日、日銀が発表した6月の生活意識アンケートで「ゆとりがなくなった」との回答は前回の3月調査から6.2%上昇し55.7%になりました。物価高の影響が進んだことが影響したとしています。賃金の底上げのためにも最賃の大幅引き上げは不可欠です。

【名古屋市消費者物価指数と物価値上がり1万品目超】

6月21日に発表された名古屋市消費者物価指数は、108.9(持家の帰属家賃を除く総合指数)となり、前年同月比で2.7%アップとなりました。帝国データバンクの発表(6月28日)によると食料品値上げは今年1月から1万86品目で3年連続の1万品目超え7月の値上げは411品目で酒類・飲料、菓子類が多くなっています。円安が長期化すれば、今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生するとみられています。大幅な最賃引き上げが必要です。

【1500円は28都道府県4万8千人を対象に実施した全国最低生計費試算調査が根拠】

若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円(月150時間労働換算)を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっ

ています。私たちは欧米諸国に大きく立ち後れている最賃額を「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

【愛知審議会からの要望を引き続き】

大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは十分進んでいません。こうした中、今年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。

3 「非公開で議事録なし」では何が話し合われたかわかりません。オープンな場で労使が活発な議論を

昨年折角専門部会が公開され期待しましたが、ほとんどの「審議」（2者協議）時間が非公開でまことに残念でした。昨年のように休会して長時間の非公開・議事録なしの「個別協議で合意」、休会の場で合意されてはたまりません。私たちは使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を見たいのです。労働者の生活と使用者の経営、大きな視点なら「個人情報」にはあたらないのではないのでしょうか。非公開ならせめて議事録を残してください。

4 非正規労働者やケア労働者を代弁する意見を聞いたことがありません。そろそろ意見陳述の場を作ってください。

全国35審議会を実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法25条の「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」の「聴く」は文書だけではないはず。それが出来ないなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で説明してください。県内の労働者数が3番目に多い「『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」について労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要がある企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しています。また、これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言しています。しかし、昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。「2者協議」でされているとしても、非公開・議事録なしですから何の証明もありません。

そろそろ、「意見陳述は必要ない」という重い腰をあげてください。

以 上

愛知地方最低賃金審議会 御中

住所 名古屋市熱田区沢下町9
労働会館東館3F
組織名 愛知県労働組合総連合会
議長 河合 祐美子



最低賃金 1500 円以上への大幅引き上げで 貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

「2024 年 愛知県の最低賃金の改定に関する意見書」

意見

1. 女性の貧困・自殺率の改善のためにも、最低賃金 1500 円以上の大幅な引き上げをおこなうこと。
2. 誰もが希望を持ち、結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、地域間格差の是正と全国一律最低賃金制度の確立を行うこと。
4. 「ひとり親世帯」が人間らしく生活ができるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうこと。
5. 諸外国同様、中小企業への支援を行い、最低賃金の大幅な引き上げ実現を行うこと。

<女性の貧困、自殺率の改善のために>

最低賃金近傍（全国平均の 1.1 倍以下）で働く労働者の割合は 2020 年に 14.2% となり、2009 年の 7.5% から 10 年で倍増し、1.3 倍以下では 31.6% となっています。また、最低賃金の 1.15 倍未満で働く労働者は、女性労働者の 22.51%（約 301 万人、男性の 2.7 倍）、女性パート労働者の 41.20%（約 238 万人、男性の 3.5 倍）です。産業別では、いわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多いのが特徴です。卸売・小売業で働く女性労働者の 34.48%（約 98 万人）、宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の 46.74%（約 53 万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっており、最低賃金を引き上げることが、女性労働者やエッセンシャルワーカーの賃上げに直結します。

2023 年の女性自殺者数は、6,975 人（前年比 160 人減）と微減の一方で原因、動機別では「経済・生活問題」によるものが 103 人増加しています。暮らしをささえ、未来を見通せるようにするためにも、最低賃金 1500 円以上に大幅に引き上げるべきです。

<持続可能な社会にするために>

厚生労働省が 3 月 27 日発表した 2023 年の出生数（外国人含む速報値）は 75 万 8631 人で、前年から 5.1% 減少し過去最少を更新、8 年連続減少となりました。2023 年の実績が推計値を 1 万 2 千人下回りました。

全労連女性部が、2020 年に実施した調査の中で、母性保護に関する項目では、母体を守るためにある「夜勤免除」ができていないのは、正規 68.7%、非正規は 77.1% という結果でした。深夜業のある職場、看護師、マスコミ、運輸・交通では、5～6 人に 1 人が免除されていない結果でした。原因として、人員不足が指摘されており、低賃金と長時間・過密労働が人員不足を招いています。母体を守り、希望ある未来への確信と展望を培うためには、生活できる賃金保障はかせず、人員確保のためにも大幅な賃金の引き上げが重要です。

若年女性の首都圏への人口流出が深刻です。2023 年の最低賃金改定による加重平均は 1004 円、改定後の最低賃金の最高額は、東京 1,113 円に対して最低額 893 円と 220 円もの開きがあります。時給 1004 円で、1 日 8 時間、週 40 時間働いた場合、月収約 17 万 4000 円、年収約 209 万円にしかならず、労働者が安定した生活を送るには、ほど遠い水準です。

全労連と地方組織が取り組む「最低生計費試算調査結果」では、「健康で文化的な生活」を送るには、全国どこでも月額 24 万円（時間額 1,500 円）以上必要だという結果が出ており、現行の最低賃金額は労働者の生活を保障するナショナルミニマムとしての役割を果たしていません。経済的安定の最低ベースをつくる最低

賃金額の大幅引き上げは、持続可能な社会づくりに欠かせません。

<男女賃金格差をはじめとする差別解消と、均等待遇実現のために>

2024年版の日本のジェンダーギャップ指数は、昨年より僅かに順位をあげたものの118位と下位です。特に政治・経済分野の遅れが顕著です。経済分野の遅れの原因は管理職比率や男女賃金格差にあります。

「令和4年分民間給与実態統計調査」で見ると平均給与は、男性563万円に対し、女性314万円であり、給与階級別分布では、男性は、年間給与額400万円超500万円以下が518万人（構成比17.7%）と最も多く、女性は100万円超200万円以下が461万人（同21.5%）と最も多いです。また同「令和4年賃金構造基本統計調査」でみる男女間賃金格差は、男性100に対して、女性は75.7です。男性が多くを占める正社員（正職員）523万円に対し、女性が多くを占める「正社員（正職員）以外」は、201万円であり、「正社員（正職員）以外」の時給改善に直接影響のある最低賃金の大幅引き上げは、男女賃金格差の解消に有効です。

男女雇用機会均等法は罰則規定が弱く、間接差別の定義が不十分でその範囲が限定列举とされていることにより、女性差別の是正効果は不十分です。

1986年に専業主婦を対象とする第3被保険者が創設され、1987年には配偶者控除が導入されました。主婦として家庭のケアをしながらパートで家計を補助的に支えるといった家族像が前提とされていた時代に、専業主婦の老後を支える狙いがあったとは言え、その結果、「男性が家計の中心を担い、女性は家族のケアをすべき」とする性別役割分担につながっています。そのため、男性は長時間労働、女性は非正規労働に押しとどめる方向に働き、「年収の壁」が発生するなど、「構造的差別」を生み出しています。

正社員を中心として時間外労働を前提とした働き方が固定化されており、とりわけ男性の正社員については、時間外労働が生じていると考えられる週43時間以上就業する労働者の割合が高く、育児期に当たる30～40歳代で約7割となっています。これらの就業環境は、子を持つ共働き夫婦においても男性の帰宅時間が遅く、夕方から夜にかけての子どもの世話が必要となる時間帯に帰宅できず、女性に育児・家事の負担が集中することにもつながっています。6歳未満の子どもがいる世帯のうち夫婦ともに雇用されている世帯について、妻の家事関連時間は、夫の約3.4倍になっています。

誰もが安心して働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。世界の基準を日本の当たり前前に、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

<ひとり親でも安心して子育てできる賃金にするために>

令和4年12月26日に、厚生労働省（子ども家庭局家庭福祉課・母子家庭等自立支援室）が公表した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果」によれば、母子家庭の平均就労年収は236万円（父子家庭は496万円）となっており、厳しい経済状況にあります。

母子家庭の母親の就労形態は、正規の職員・従業員が48.8%、派遣社員が3.6%、パート・アルバイト等が38.8%であり、非正規雇用が全体の4割を占めます。養育費を受け取っていないひとり親世帯は、全体の56.9パーセントと半数を超えており、給与収入が少ないことが及ぼす影響は大きいです。生活のためにトリプルワークを行わなければならない母親もおり、安心して子育てをできる状況にありません。就労しても子育てに支障のある収入しか得られない状況を改善するには、最低賃金を大幅に引き上げることが必要です。

<諸外国同様、中小企業への支援を>

日本の中小企業に勤める労働者は全労働者の7割を占めていますが、円安・物価高の影響を価格転嫁できず、賃上げができない中小企業が多いです。現行の政府の助成金は生産性向上などの条件を付し、手続きが煩雑で使いづらいです。韓国では30人未満企業に一人時給136.5円を補助、社会保険料の減免（5人未満企業で90%、5人以上10人未満の企業に80%減免）、クレジットカード手数料の上限規制などを行いました。フランスでも最低賃金を3年間で10%以上引き上げた際には、中小企業対策として2兆2800億円を財政支出し最低賃金の1.6倍までの賃金の社会保険料使用者負担を軽減しました。労働者の賃金改善を行うためにも、諸外国に学び、社会保険料の減免等、中小企業への具体的支援をおこなってください。

以上

2024年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-7
 労働会館東館3F
 組織名 愛労連パート臨時労組連絡
 代表者 代表幹事 平野 正一

**「2024年 最低賃金を1500円以上に引き上げることを求める意見書」
 ～非正規労働者当事者の意見陳述の実施、すべての話し合いの公開を求めます～**

生計費に見合った最低賃金へ引き上げてください

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

非正規当事者の意見陳述をおこなってください

全国の過半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現し、非正規労働者の当事者の声を聞いてください。ダブルワーク、トリプルワークなどでなんとか生きている人々の訴えをきちんと受け止めるためにも、意見陳述の場を設けて下さい。本当に大変な生活実態の生の声を直接聞くことで、困難な状況を実感し、当事者に寄り添う最低賃金にしてください。紙の意見書だけで当事者の思いを真摯に受け止めることができますか？できていたらこんなに低い最低賃金にはなっていないはずです。適正な審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法25条の「労働関係者及び関係使用者の意見を聴くものとする」の主旨を受け止め、審議会という責任ある重要な場にふさわしい対応、真摯な審議をお願いします。

「非公開で議事録なし」では何が話し合われたのかわかりません。公的な機関として責任ある運営をおこない、最低賃金に関する話し合いはすべて議事録を作成してください。（審議・協議・話し合い・二者での話し合いなどすべて）

議事録すら残さない場での話し合いが、大切な最低賃金を決めることに影響しているでしょうか。「闇の審議」では県民の理解が得られません。最低賃金を決めることにつながるものはすべて議事録に記録し公開すべきです。すべての関係する議論の公開を求めます。

最低賃金の引き上げと中小企業支援を併せておこなってください

最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。国や県に対し政策要望を行い最低賃金引き上げと中小企業支援をセットにし、最低賃金の大幅引き上げをおこなってください。



以 上

異常な高物価をしのぐ愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給1500円以上への改定を中小企業支援策を先行させておこなうこと等を求める意見書

全労連・名古屋中地域労働組合センターからの意見書と同文内容は、省略させていただきます。

最低賃金は学生の生計費です

学生のアルバイト料について。

学生のバイト代の多くは、最低賃金にはり付いています。問題は、このバイト代水準が、アルバイト学生の人たるに値する生活を破壊しているという事実です。

そもそも賃金とは、労働基準法1条がいう「人たるに値する生活を営むもの」という要件を満たすものでなければならず、その内容は、①労働者個人の、翌日の労働力の再生産に必要な必需品の購入費用、②次世代の労働者を自分と同等以上に再生産するための、家族として必要な生活諸手段に必要な費用、および③労働者が職業人としてスキルアップしうる費用を意味すると解されます。この点、現状における学生バイト料も同様の機能を担っています。

とくに、学生の中には、生活費は全額アルバイト、中には授業料までもアルバイトで稼いでいる学生もいます。国立大学においてすらこのような状況ですので、これが私学となると、出席が必要な授業時間以外はすべてアルバイトという学生も多く存在します。

このように、「授業選択、バイト必修」がいわれたのは、すでに40年前のこと。今では、アルバイトの時間をぬって授業に出ているのが現状であり、授業・ゼミ以外の、いわゆる課外活動については、思うように参加できないというのが現状です。

この春、慶應義塾の塾長による「年150万円」なる心ない発言のもとで、東京大学で授業料値上げが検討されていることが報じられています。このようななかで、広島大学も値上げを検討して



るとのことです。そうすると、アルバイト料にその生活の多くを依拠する学生にとって、最低賃金のアップは死活問題です。

このような現状認識のもとで、日本社会の将来のためにも、「人たるに値する」最低賃金をただちに実現させるよう訴えるものです。

以上を踏まえ、下記の点を意見として申し入れます。

- (1) 最低賃金額の大幅引上げと、全国一律で時給1,500円以上の実現を求めます。
- (2) 生計費については、「基礎的支出項目」指数、特に「頻繁に購入する品目」指数を採用し、愛知県労働組合総連合がおこなった最低生計費試算調査を参考にしてください。
- (3) 中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る改定をおこなってください。
- (4) 8月に多くの品目での食料品の値上げ、外食産業等の価格引き上げが発表されており、さらなる物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・4月の年2回以上の改定をしてください。
- (5) 傍聴制限なしで、専門部会の二者協議＝個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表してください。
- (6) 異議申し立て審を含めて、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を実施してください。
- (7) 全国一律最低賃金制を早期に法制化すべく、国に意見をあげてください。

以 上

2024年7月25日

全労連・名古屋中地域労働組合センター所属

東海圏非常勤講師組合

書記長 前田 定孝

愛知地方最低賃金審議会会長

中山 徳良 殿

2024年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住所 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F

組織名 愛労連非正規公務員1万人組織化プロジェクト

代表者 西尾美沙子

非正規公務員の処遇改善に欠くことができない

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

今日の物価高騰は、労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低賃金の非正規労働者ほど重くのしかかっています。当然、公務の職場で働く非正規公務員も例外でなく、そのほとんどが女性です。

公務の職場における「男女の賃金格差」の大きさが社会問題化するもと、女性が8割を占めるとされる非正規公務員の処遇を確実に改善するためには、例え「最低賃金法」が適用にならなくとも、最低賃金の引上げが有効な手立てであることは言うまでもありません。

わたしたちが会計年度任用職員を対象に2022年に実施した調査では、「6割が年収200万円未満」という衝撃の結果でした。

安定した行政サービスの提供、そして地域経済の活性、安心して働き続けられる労働環境の確保の観点のうえで、非正規公務員の処遇改善は待ったなしの状況です。

それを確実に且つ速やかに実行するため、以下の意見を申し上げます。

意見

1. 早期に最低賃金を時給1,500円に引き上げてください
2. 全国一律最低賃金制度を実現してください
3. 社会保険料の事業主負担分軽減など、中小企業への支援を政府に求めてください
4. 密室での協議ではなく、審議会の公開、議事録を公開してください
5. 非正規公務員にも意見陳述の場を作ってください

以上、よろしく願いいたします。



愛労連・ケア労働者対策会議
担当者 竹内 創（愛労連事務局長）

ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

愛労連内のケア労働者を組織している、自治労連・医労連・福保労・建交労・生協労連の5単産で構成している、「ケア労働者対策会議」です。愛知県最低賃金審議会へ意見を申し出ます。

ケア労働者の賃金の実態 全産業平均より約7万円低い

今の深刻な生活苦は実質賃金が減り続け1996年をピークに年74万円も減っており、実質賃金は26カ月連続マイナスです。

ケア労働者の現場は人材不足・長時間過密労働で、業務量、業務内容に見合わないことへの不満が離職を加速させています。依然、ケア労働者の賃金や一時金は他産業より7万円低い実態です。ケア労働者に多い非正規労働者に直結する最低賃金の動向は大変重要です。

この春の診療報酬改定では、賃上げ原資となるベア評価料が付されましたが、限定的であったり非正規労働者には実施が行き届かず低賃金制度を抜本的に変えるものになっていません。

物価高騰で最低賃金の大幅賃上げに注目が集まっています。愛知県内の最低賃金の引き上げ額は、昨年度、過去最大であり、最低賃金額は1027円と初めて1000円を超えましたが、物価高騰に追いつきません。

ケア労働者は命・くらし・人権の担い手であり、高度な専門性をもつ仕事でありながら、低賃金かつ最低賃金の近傍で働いています。最低賃金の引き上げはすなわちケア労働者の賃上げに直結します。人材確保に苦慮しているケア労働者の賃金引き上げは待ったなしです。最低賃金1500円以上の引き上げを強く要請するものです。

自立した生活を送れるように

1027円で労働時間1800時間で換算すると年収184万8,600円で月額15万4050円でこれから税金・保険料等を差し引けば1カ月に使える金額は13万円程度でワーキングプア状態から抜け出すことができず、個人が自立した生活を送ることはできません。日本の格差と貧困は深刻で、2人に1人が奨学金を返済している20代～40代世代、青年女性の非正規率は2人に1人の現状であり、さらに物価高騰のいま、最低賃金の大幅引き上げ1500円は喫緊であり、1500円でも不足の実態です。

日本国憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を送る上でも、「必要な賃金の水準」について政府に進言していくことが重要です。

すべての労働者の賃上げにつながる中小企業支援の抜本的強化を

愛知県では8割が中小企業であり、最低賃金の引き上げは、企業経営を圧迫し、労働者の賃上げに転嫁できない状況があります。下請け単価の引き上げ、社会保険料の助成など中小企業支援策を国や愛知県・自治体の責任で実施し、中小企業の負担軽減を国に進言してください。



2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

44

国鉄労働組合名古屋地方本部
執行委員長 土谷 敏幸
(公印省略)

最低賃金を1,500円へ引き上げるとともに国に中小企業支援を求める要請書

時給が千円を超えても、フルタイムで働いて年収は200万円程度にとどまる。これでは安定した暮らしは営めないのではないのでしょうか。

連合によりますと、加盟労働組合の今春闘の平均賃上げ率は5・10%と、1991年以来33年ぶりに5%台を達成、月額では1万5281円アップとなったと聞きます。中小企業労組の賃上げ率は大企業には及ばないものの4.45%。物価高が続くことを考えれば、最賃はさらなる大幅な引き上げが必要なことは当然です。

企業は人件費を抑制することで経営維持を図り、労組も労使交渉で賃上げより雇用維持を重視する傾向が長年続きました。そうした労使の在り方は、賃上げが進まず、消費が低迷して企業収益が伸びない要因にもなってきましたが、近年は、賃上げによる消費拡大でデフレ経済からの脱却を目指す傾向が強まり、今年の春闘でも大幅な賃上げにつながりました。

賃上げ環境を整えるためには、適正な価格転嫁や経営の効率化、事業継承の促進など企業に対する公的な支援も確実に行わなければなりません。都市部への人材流出要因にもなっている最賃の地域間格差是正も喫緊の検討課題です。最も高い東京都の1113円と最も低い岩手県の893円では220円の差があります。

都道府県の審議会では、最低賃金を最低でも1500円に引き上げる、また、それに伴う財政措置を求めるなど県民の苦難に本気で寄り添った対応が求められます。

以下の四項目を強く求めます。

記

1. 愛知県の最低賃金を1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。
3. 愛知地方最低賃金審議会の「専門部会」を二者協議も含め全て公開すること。
4. 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を儲けること。

以上



2024年7月22日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会
 全日本国立医療労働組合愛知地地
 議長 藤井 典

「2024年愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げることを求める意見書」

～物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添い、県民が見える形での審議や意見陳述を求めます～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

- ①愛知県労働局が発表した2024年春季賃上げ結果（7月4日）では、平均妥結額1万5,276円、平均引上げ率4.80%と発表されています。この結果を「最低賃金」に反映させると、 $1,027 \text{円} \times 4.80\% = 1,077 \text{円} (+50 \text{円})$ となります。これは、最低限の引上げレベルであり絶対条件です。
- ②昨年2023年10月の最低賃金引上げ実績額41円は、同様の2023年春季賃上げ結果-3.32%に最賃986円を反映させた $+32 \text{円}$ に対し1.28倍と言う結果からすれば、昨年度と同レベルの引上げは、最低でも $1,027 \text{円} + 1,027 \text{円} \times 4.80\% \times (\text{昨年の上乗せ比率 } 41 \div 32) = 1,027 \text{円} + 63 \text{円} = 1,090 \text{円}$ となり、それ以上の引き上げ額は当然のことと考えます。
- ③愛労連の行った愛知県の「最低生計費試算調査」（2022年）では、時間給で1,500円を超えています。（月150時間労働換算。）それ以降の物価高騰を考えれば1,600円を超えてもおかしくありません。これら県民・労働者の生活実態を反映させることが必要です。
- ④審議会、専門部会では労働者の生活実態を踏まえた審議と、その具体的な根拠を示していただくことを望みます。
- ⑤そして、政府も公約している1,500円を早期に達成するための行程計画を策定してください。

2. 「政府および県に対する要望」について

最低賃金の大幅引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。よって、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、政府及び県に対し財政支援の要望を行ってください。

3. 審議会は公開し、寄せられた「意見」は全て審議の対象として議論してください。

4. 労働者の意見陳述の機会を作ってください。

全国の多くの審議会でも実施している労働者の意見陳述を愛知でも行ってください。

とりわけ、ケア労働者の現場の実態と生の声を聴いて意見を反映して頂くことが重要です



以上

2024年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住所 愛知県知立市東栄3-25
団体名 西三河地域労働組合総連合
議長 櫻井 善行

愛知県の最低賃金をただちに1500円に引き上げることを求める意見書

1. まずは愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

我が国の行政の長である岸田文雄首相は「最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある」と述べ、財界からも経済同友会新浪剛史代表幹事も「医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要がある」との考えを示しています。愛知県でも最低賃金を1,500円に引き上げるための条件は熟しています。ぜひその議論を貴審議会で行ってください。

最低賃金が1,500円になれば、非正規労働者をはじめとした多くの労働者の賃上げにもつながり、愛知県をはじめとした東海地方の経済に好循環をもたらします。

貴審議会での前向きで真摯な議論を期待します。

2. 中小企業への財政措置など特別な措置を政府に求めてください。

最低賃金のアップの実現にはだかるものに、いつも企業側特に中小零細企業の支払い能力が上げられます。これは現在の日本経済の根本的問題である、大企業が優遇されてきたことがあげられます。昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施」などの「政府に対する要望」が盛り込まれましたが、引き続き政府に対して強く要望するよう求めます。

3 労使が活発な議論を可視化してください。

昨年から専門部会が公開され私たちはこれに期待しましたが、ほとんどの「審議」（2者協議）が非公開でした。使用者代表と労働者代表が活発に審議する場面を労働者をはじめとした多くの県民に積極的に見せてください。それでも非公開ならせめて議事録を残してください。「非公開で議事録なし」では、私たちにとって何が話し合われたか、全くわかりません。



4 「非正規労働者」や「エッセンシャルワーカー」の分野の労働者の意見陳述の場を是非設けてください。

最低賃金制度は、全国一律で、すべての労働者を対象としたものであると私たちは考えます。全国では過半数の審議会で労働者の意見陳述を行っていますが、これを愛知でも行ってください。今回岐阜でも意見陳述が行われます。最低賃金法第25条では「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」としています。これを守ってください。それが難しいなら「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかを公開の場で明らかにして説明してください。これまで県内では労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命も非正規労働者の任命もありません。

これについて労働局は、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要がある企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答しています。昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか全く明らかにされていません。

貴審議会が、「最低賃金法」は、第一条目的にもあるように、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」をめざすために積極的・前向きな審議をしていただくことを強く求めるものです。

その気になればできることです。

以 上

2024年7月25日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市中区大須4丁目10-26

尾張教職員労働組合

執行委員長 住田末夫

最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書

～「夏休みはなくて良い」などと小中学生の保護者に思わせてはならない～

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

《正規だけでなく非正規労働者にも賃上げを》

認定NPO法人「キッズドア」の調査によれば、小中学生のいる困窮世帯の60%が、子どもの夏休みは「なくて良い」「今より短い方が良い」と考えているそうです。その理由は「子どもが家にいると生活費がかかる」が最も多く、物価高が続く中、夏休みは学校の給食がないため家で食事を用意する必要があり、光熱費もかかることが背景にある、とのこと。

悲しい話ではないですか。子どもたちが楽しみにしている夏休みが「ない方が」「短い方が」などと保護者に思わせてしまうなんて。物価は高いわ、賃金は低いわで日々の生活にも困る人たちがあふれています。だって、日本の働く人たちの中で4割近く、何と2000万人を超える人たちが「非正規労働者」ではないですか。教室の子どもたちを見て、給食費の支払いが滞りがちな家庭があるんですが、ホント「夏休みは困るだろう」「あの子、昼間は一人になってしまうけど大丈夫かなあ？」って思ってしまうですよ。最低賃金が大幅に上がれば、夏休み中は少しは働く時間を短くしても何とか生活できれば、きっと、こんなこと考えなくてもいいんじゃないかな。夏休みでさえこんな風に思ってしまうんですから、愛知発と言われる「ラーケーション」なんて夢のまた夢。

岸田首相も「大幅賃上げがカギ」と言われているし、経済界からも「最低賃金の大幅な引き上げが必要」という声が上がっています。

ということで、愛知審議会でも1500円以上引き上げの話し合いをしてください。

2. 「非公開で議事録なし」では、何が話し合われたか分かりません。審議会にはそれぞれの立場を代表して出席されているんですね。

昨年、審議会の傍聴をさせていただきました。さぞ、活発な議論が展開されるだろうと期待していました。だって、小学校の子どもたちだって、自分の意見をしっかり言ってくれているんですから。そういう子どもたちをたくさん見てきているんですから。だから、それぞれ代表して参加されている方々ですから、いろんな考えが展開されるだろうなって思いますよ。

でも、そんな場面は全くありませんでした。がっかりです。傍聴してたら、全体会？が少しあって、その後「2者協議」？。その間、傍聴してた私たちは置いてきぼり。「非公開だから、部外者の目を気にせず、活発な意見を交換しているのかな？どんなふうに働く人たちの声を取り上げてくれたらどうか？使用者を代表する人たちはどんなことを言ってるのかな？あとから、議事録公開してもらって読んでみよう。」とっていました。「非公開で議事録もない」なんて、驚きです。

だから、今年からは全部の会合を公開してください。傍聴者の前で、それぞれの立場を代表して堂々

と考えをぶつけあってください。それでこそ、審議会ではないですか。それがダメなら、せめて議事録を後日でもいいので公開してください。

3. 非正規労働者やケア労働者の声を代弁する意見を聞けませんでした。その方たちも含めた働く人たちの考えを述べる場を作ってください。

最低賃金法 25 条は「関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする」となっています。そして、全国の過半数の審議会では労働者の意見陳述が行われています。ここ愛知でも行ってください。せめて、「どんな業種の労働者の意見をどこで、どれくらい聴いて審議に反映している」のかの説明を公開の場をお願いします。

以上

